**秘密保持契約書**

　国立大学法人岩手大学(以下｢甲｣という。)と、●●●●株式会社（以下｢乙｣という。）とは、「●●●●●の開発に関する共同研究の可能性検討」（以下「本件目的」という。）を遂行するにあたり、甲乙双方が相手方に対して開示する秘密情報及びサンプルの取扱いに関し、以下のとおり契約（以下｢本契約｣という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において使用する秘密情報とは、第３項に定める手続に従い開示された情報のうち、本項第一号及び第二号規定の技術情報及び営業情報の全てを総称していう。【なお、乙が甲に提供するサンプルは、秘密である旨の表示の有無にかかわらず秘密情報とする。】←場合により挿入

　一　技術情報とは、次のものをいう。

イ　甲及び乙が互いに相手方から本契約に係り開示された技術的情報で  
あって、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの(書類、電子メール、電子データを格納した電子媒体等の有体物)。

ロ　甲及び乙が互いに相手方から本契約に係り開示された技術的情報で  
あって、口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後３０日以内に書面ないし電子メールで相手方に対して通知されたもの。

　二　営業情報とは、次のものをいう。

イ　甲及び乙が互いに相手方から本契約に係り開示された甲又は乙の営業、事業等に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料に記録されたもの(書類、電子メール、電子データを格納した電子媒体等の有体物)。

ロ　甲及び乙が互いに相手方から本契約に係り開示された甲又は乙の営業、事業等に係る技術情報以外の情報であって、口頭で提示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後３０日以内に書面ないし電子メールで相手方に対して通知されたもの。

２　前項に基づき定義された秘密情報は、次の各号の一つに該当すること　　　　が客観的に立証できる情報は、含まないものとする。

一　相手方から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保　　　持の義務を負うことなく入手していた情報。

二　相手方から開示を受ける前に既に公知又は公用となっている情報。

三　相手方から開示を受けた後に当事者の責によらず公知となった情報。

四　相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘　　　密保持の義務を負うことなく入手した情報。

五　書面により相手方から事前の承諾を得た情報。

六　相手方の秘密情報によらず、独自に開発した情報。

（目的外使用の禁止）

第２条　甲及び乙は、本件目的以外に秘密情報を使用しないものとする。

２　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、秘密情報のリバースエンジニアリングその他の解析を行わないものとする。

（秘密保持）

第３条　甲及び乙は、秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手の承諾なくして、第三者に開示又は漏洩しないものとする。

２　本契約の内容及びその締結の事実は、前項に準じて秘密保持されるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、甲又は乙は、法令、金融商品取引所等の自主規制機関の規制もしくは裁判所、行政機関による判決、決定、命令、処分により開示を要求された場合、当該請求を行った機関に対して秘密情報を開示できる。 ただし、甲又乙は当該法令等により許容される範囲で事前に相手方と協議し、開示する内容が最小限になるよう努める。

（秘密事項の管理及び義務）

第４条　甲及び乙は、秘密情報の管理について、取扱い責任者を定め厳重に管理する。

２　甲及び乙は、本件目的に携わる各々の役員、従業員（甲の学生を含み、以下同様とする。）に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が本契約に基づき負うと同様の義務を当該役員、従業員及び職員が負うことにつき一切の責任を負う。

（複製の制限）

第５条　甲及び乙は、本件目的の範囲を超える目的のために秘密情報の一部または全部を複製してはならない。なお、秘密情報の複製物及び要約物の取扱いについては、秘密情報と同様とする。

（秘密情報の契約不適合責任）

第６条　甲及び乙は相手方に対し、秘密情報に瑕疵があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示または黙示の保証をしないものとする。

（発明等の取扱）

第７条　甲又は乙が相手方から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等（以下｢発明等｣という。）をなしたときは、甲又は乙は、直ちに相手方に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定する。なお、甲及び乙が秘密情報にかかわりなく独自になした発明等または取得したノウハウは、当該発明等をなし、又はノウハウを取得した当事者に帰属する。

（損害賠償等）

第８条　甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、相手方に対する損害賠償責任を負い、秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

（代表担当者の指定）

第９条　甲及び乙は、本件目的の検討及び本契約に係る事項について、以下の者を、各々の代表担当者及び相手方からの連絡を受ける担当者として指名する。

甲：岩手大学●●学部●●学科

　　教授　●●　●●

　　　　　　　〒020-8551　岩手県盛岡市上田４－３－５

　　　　　　　電話：019-621-

　　　　　　　E-mail：　 @iwate-u.ac.jp

乙：●●●●株式会社　●●●●●

　　　　　　　●●　●●　●●

　　　　　　　〒●●●●　　●●●●●

電話：　●●●●●

E-mail：●●●@●●

（契約期間）

第１０条　本契約は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、甲乙合意の上、短縮又は延長できるものとする。

（有効期間）

第１１条　前条の規定にかかわらず、第２条から第８条までの規定は、本契約の終了の日から５年間有効に存続するものとする。

（契約終了時の措置）

第１２条　甲及び乙は、本契約が終了した場合、直ちに秘密情報の全てを相手方の指示に従って返却または破棄するものとする。ただし、当事者間にて合意した保管のためのみの複製１部を除く。

（協議）

第１３条　本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

（裁判管轄）

第１４条　本契約から発生する一切の紛争については、被告となる当事者の本契約書末尾記載の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約締結の証として、契約書正本２通を作成し、甲、乙各１通を保有する。

令和 年 月 日

　岩手県盛岡市上田三丁目１８番８号

甲　国立大学法人 岩手大学

学長　　　　　 小川　　智　　印

　●●●●●●

乙　●●●●株式会社

●●●●●　　　　　●●　●●　　印

（続葉なし）